

薬物乱用防止戦略加速化プラン

平成22年7月

薬物乱用対策推進会議

目標1 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上

■ 薬物乱用防止に資する教育・予防啓発の一層の充実・強化を図る。

◆ 学校教育等の充実

- ・ 薬物乱用防止教室の実施率の高い都道府県における効果的な取組事例を収集し、各都道府県等の教育委員会等へ情報を提供するなど、薬物乱用防止教室の実施率の向上に努める。(文部科学省、警察庁)
- ・ 薬物乱用防止に関する効果的な指導を行うために参考となる教師用の指導教材を新たに作成・配布し、指導方法の充実を図る。(文部科学省)
- ・ 全国の大学等における先進的、効果的な取組事例を収集し、大学等へ情報を提供するなど、大学生等に対する薬物乱用防止に係る啓発・指導の充実を図る。(文部科学省、警察庁)

◆ 予防啓発の強化

- ・ 新入社員研修、成人式、その他若者が集まる多様な場において、薬物乱用防止に関する啓発・指導が実施されるよう努めるとともに、啓発・指導用の教材・資料や講師に関する情報提供等の支援を行う。(警察庁、厚生労働省、内閣府)
- ・ インターネットカフェ等のパソコン待受画面における注意喚起、薬物乱用防止キャラバンカーの活用、運転免許試験場等における啓発活動等、様々な形態・媒体を通じた啓発を進める。(厚生労働省、警察庁、内閣府)
- ・ 官民一体となったイベント等を通じて、青少年への広がり懸念される大麻等の違法薬物を中心とした薬物乱用防止に対する国民の理解と協力の確保に努める。(内閣府、警察庁、厚生労働省)
- ・ 青少年の薬物乱用者に対する立ち直り支援や薬物乱用防止教室の開催等に顕著な功労のあった団体等について、積極的な賞揚を行う。(内閣府)
- ・ 薬物乱用対策推進会議のホームページの拡充を図り、薬物乱用防止に係る啓

発・指導で活用できる資料・データ、国内外の再乱用防止に関する取組等を積極的に配信する。(内閣府)

- ・ これまでの広報啓発活動がどのように効果的であったか等を調査・検証し、今後の広報啓発活動の充実に努める。(厚生労働省)
- ・ 薬物乱用防止に関する広報啓発活動の充実・強化のため、関係府省庁が横断的に検討する場を設定し、無駄の排除とともに、適切な役割分担の下、効果的かつ効率的な実施に努める。(厚生労働省、警察庁、文部科学省、内閣府)

目標2 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及び家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進

■ 再乱用防止対策の取組及び薬物依存からの離脱に係る対策を強化する。

◆ 取組体制の強化

- ・ 未決拘禁の段階からの再乱用防止対策について関係府省庁が横断的に検討する場を設定して、その対策の推進に努める。(厚生労働省、法務省、警察庁、内閣府)
- ・ 地域において情報・意見交換を行っている「薬物中毒対策連絡会議」を活用して、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰支援に携わる関係機関（医療機関、取締機関、行政機関等）の連携を深める。(厚生労働省、法務省、警察庁)
- ・ 地域全体の再乱用防止に関する意識と知識を向上させるため、薬物依存・中毒者に対する理解を深めること等を目的に開催している「再乱用防止対策講習会」の充実を図る。(厚生労働省)

◆ 制度等の検討

- ・ 薬物依存者の再犯防止を図るため、薬物事犯の刑期の一部を保護観察付執行猶予とすることにより、刑事施設における処遇に引き続き、これと連携した処遇を相応の期間社会内において実施する「刑の一部の執行猶予制度」の導入に努める。(法務省)

- ・ 薬物依存離脱指導について、その指導結果を始めとする刑事施設と更生保護官署において共有すべき情報内容等の拡充を検討するなど、情報共有の在り方を見直す。(法務省)

◆ 処遇・支援等の充実

- ・ 薬物事犯で検挙された者に対して、再乱用防止につながる対策を強化することとし、そのための民間団体の活動支援や関係機関間の連携に努める。(厚生労働省)
- ・ 薬物事犯容疑の未決拘禁者に対して、その法的地位を踏まえつつ、貸与する書籍等の中に薬物乱用防止に関する資料等を含める等、再乱用防止に関する効果的な援助の在り方について検討する。(法務省)
- ・ 薬物依存離脱指導を指定された受刑者のうちA指標受刑者（犯罪傾向が進んでいない者）について、原則全員に対し薬物依存離脱指導を実施し、それ以外の者についても、同指導の実施率を向上させることとし、そのための体制の充実強化に努める。(法務省)
- ・ 仮釈放されるA指標受刑者のうち刑事施設において薬物依存離脱指導を受けることができなかった者について、保護観察所における再乱用防止に関する指導を充実強化する。(法務省)
- ・ 保護観察所において、薬物事犯者の引受人を対象とした引受人会を積極的に開催し、家族等を含めた支援の充実を図る。(法務省)
- ・ 公共職業安定所等の関係機関と連携し、薬物事犯者も含めた刑務所出所者等に対する就労支援を積極的に行う。(法務省、厚生労働省)

◆ 離脱対策の推進

- ・ 地域における薬物等依存症対策を推進するため、都道府県、政令指定都市及び中核市を対象として実施している「地域依存症対策推進モデル事業」を積極的に進める。(厚生労働省)
- ・ 「薬物依存者回復プログラム」の開発・普及に努めるとともに、その成果について地方自治体を始めとする関係機関との共有化を図る。(厚生労働省)

- ・ 薬物依存症患者等に対する支援を医学的知識等に基づき効果的に行うことができるよう、民間リハビリ施設等の職員に対する依存症回復施設職員研修を実施する。(厚生労働省)
- ・ 現在根本的な治療法がない薬物依存症の治療法・メカニズムの研究を積極的に進める。(厚生労働省)

◆ 啓発・情報提供の推進

- ・ 関係府省庁が連携し、薬物事犯者及びその家族等を対象とした薬物依存の理解を深める資料・教材の配布、薬物乱用対策推進会議のホームページの拡充等により、再乱用防止に関する取組を積極的に行う。(厚生労働省、警察庁、法務省、内閣府)

目標3 薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底

■ 薬物事犯の取締りの徹底を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

◆ 取締り・流通対策の徹底

- ・ サイバーパトロールの強化により、インターネットを利用した薬物事犯の取締り、違法情報の削除要請等を徹底するとともに、特に大麻種子の購入者・販売者に対して、不正栽培罪・同罪の幫助等の適用による検挙の徹底を図る。(警察庁)
- ・ 地方公共団体、地域住民、事業者等による防犯ネットワークとの連携、防犯カメラの設置拡充等の犯罪抑止対策を推進する中で、街頭における薬物密売事犯の抑止及び取締りを図る。(警察庁)
- ・ 外国人薬物密売組織のグローバル化を念頭に置いて、来日外国人の集住地区等の実態把握を強化するとともに、関係機関間の合同取締りを推進する。(警察庁、厚生労働省、法務省)
- ・ 正規に流通している向精神薬等が不正に薬物乱用者の手に渡ることがないよう、医療機関等への指導監督・取締りを徹底し、不正流通対策を推進する。(厚

生労働省、警察庁)

- ・ 覚せい剤や麻薬・向精神薬の原料等が不正に輸出入されることがないように、また、不正に薬物事犯者の手に渡ることがないように、取扱事業者等への指導監督・取締りを強化するとともに、密造事犯の取締りを徹底する。(厚生労働省、警察庁、財務省)

◆ 取締機関・関係機関の連携強化

- ・ 広域化する薬物密売事犯の取締りを強化するため、各取締機関内部及び関係機関相互の連携を更に強化するとともに、地区単位での情報交換会議である地区麻薬取締協議会等を活用して、薬物犯罪対策・捜査手法等に関する情報共有を進める。(警察庁、厚生労働省、法務省、財務省、海上保安庁)
- ・ 営利密輸入事犯等の裁判員裁判を念頭に、薬物事犯の社会に与える悪影響に対する裁判員の理解が得られるよう、分かりやすい立証の方法に配慮する。(法務省、警察庁、厚生労働省、財務省、海上保安庁)

目標4 薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

■ 国際的な連携・協力の強化を図るとともに、水際対策を徹底する。

◆ 国際連携・協力の強化

- ・ 薬物等の仕出地又は中継地となっている国との新たな二国間税関相互支援協定の締結等、税関当局間の国際協力の枠組み構築に努めるとともに、既存の協力関係を強化する。(財務省、外務省)
- ・ 国連国際麻薬統制委員会（I N C B）等の国際機関との連携を強化し、麻薬原料の貿易管理をより一層厳格に実施する。(経済産業省、厚生労働省、外務省)
- ・ 依存性が否定できない麻薬3条約未規制物質の流通情報、分析方法、有害性等に関する国際的な情報共有システムを推進する。(厚生労働省、外務省)

- ・ 開発途上国を対象とした海外の税関職員、海上保安機関職員等の受入研修や、我が国税関職員を始めとする薬物取締りに携わる職員の海外派遣を推進するなど、海外の関係機関等との連携・協力を強化する。(財務省、海上保安庁、警察庁、厚生労働省)

◆ 水際対策の徹底

- ・ 関係機関相互の連携を更に強化し、情報の共有・集約に努め、合同・共同捜査を積極的に推進するとともに、最近の密輸の地方分散化を踏まえ、地方空港・地方港における不正薬物等の水際取締体制を強化する。(財務省、海上保安庁、警察庁、厚生労働省)
- ・ 情報データベース、監視カメラなど資機材の拡充・高度化や速力等の高い巡視船艇・航空機の整備等を進め、情報収集・分析能力の強化を図ることにより、空港・港湾等における薬物密輸事犯の効果的な監視・取締りを強化する。(財務省、海上保安庁、警察庁、厚生労働省)
- ・ 国内及び海外で日本人が運び屋としてリクルートされる例があることに鑑み、国内(空港を含む。)において、諸外国、特にアジア諸国の薬物事犯に対する法規制や科刑状況等に関する広報・警告を行う。(警察庁、財務省、外務省)
- ・ 薬物の成分分析による密造地域の特定(シグニチャー・アナリシス)等を積極的に活用し、原料物質の仕出国、中継国等の解明を図るとともに、乱用薬物の傾向等の分析に関する技術を高める。(警察庁、厚生労働省、財務省、海上保安庁)